

高知市中央卸売市場関連事業者募集要領

高知市卸売市場 市場課

高知市中央卸売市場関連事業者募集要領

高知市中央卸売市場では、関連事業者を募集しています。

関連事業者とは、当市場の関連店舗棟内で、市場機能の充実と市場関係者の利便性を高めるため、市場の取扱品目及び水産物以外の食料品の卸売業や雑貨等の販売業、飲食業その他各種サービス業を営む業者をいいます。

1 募集業種

- ・第一種関連事業者
生鮮食料品等卸売業（青果、水産物及びこれらの加工品は除く）
- ・第二種関連事業者
物品販売業、飲食業、その他利用者に便益を提供するもので市長が認める業務

※ただし、現在市場内で営業している同類の業種については、お断りする場合があります。

2 募集数

募集数は随時変更となりますので、下記問い合わせ先に確認してください。空き店舗がなくなり次第、当該募集は終了します。

3 応募資格

高知市中央卸売市場業務条例第34条の各号に該当する者は申請できません。

(抜粋)

- ア 破産者で復権を得ないものであるとき（第二種関連事業者を除く）。
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき（第二種関連事業者を除く）。
- ウ 許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき（第二種関連事業者を除く）。
- エ 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- オ 暴力団員等であるとき。
- カ 法人であってその業務を執行する役員のうちにアからウまで又はオ（第二種関連事業者の場合はオ）のいずれかに該当するものがあるとき。
- キ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- ク その業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。
- ケ 関連事業者の数が高知市中央卸売市場業務条例施行規則で定める数の最高限度を超えることとなるとき。
- コ 市場の管理及び運営上不相当と市長が認めるとき。

4 使用料等

ア 店舗月額使用料

1平方メートルにつき月額 1,712 円（消費税等別途）

イ その他の使用料

前記の使用料の他に、倉庫使用料、駐車場使用料の負担が必要な場合があります。また、電力、電話、ガス、水道等の費用及びこれらの設備の維持に要する費用等が必要です。

ウ 改修、修繕費等

出店するにあたり、店舗、設備等に改装、改修を行う場合は、事前に市場課との協議が必要です。また、営業開始後に生じた修繕費も含め、これらの費用は原則として使用者の負担となります。

5 保証金

許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託していただきます。保証金額は店舗月額使用料（倉庫使用料等を含む）の3倍となります。

6 応募方法

- ・受付場所 高知市卸売市場 市場課（市場管理棟2階）
- ・受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）
- ・申請書類 関連事業者許可申請書及び以下の添付書類

<個人の場合>

- ア 履歴書（本人の写真を貼り付けたもの）
- イ 資産調書
- ウ 市町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書面
- エ 市税等の納税証明書
- オ 事業計画書
- カ 誓約書
- キ その他市長が必要と認める書類

<法人の場合>

- ア 定款又は規約
- イ 登記事項証明書
- ウ 貸借対照表、損益計算書及び財産目録
- エ 市税等の納税証明書
- オ 事業計画書
- カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- キ 役員名簿
- ク 業務を執行する役員につき市町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書面及び当該法人の代表者の履歴書（本人の写真を貼り付けたもの）
- ケ 誓約書

コ その他市長が必要と認める書類

※応募に際しては、現地の下見をお願いしています。また、申請要件や関連事業者の負担義務等をご説明したうえで、希望者に申請書類をお渡しします。

事前に市場課までご連絡ください。

7 審査

提出された書類等をもとに、高知市卸売市場（市場課）による書類審査、実態調査等を行ったうえで、可否の決定を行います。

8 その他

関連事業者の許可基準等については、高知市中央卸売市場業務条例第 33 条～第 38 条及び高知市中央卸売市場業務条例施行規則第 27 条～第 30 条に規定しています。内容を十分ご確認ください。

9 問い合わせ先

高知市卸売市場 市場課（市場管理棟 2 階）

電話番号 088-883-1171